



熊本県公報

第13395号
令和6年(2024年)
12月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(財産経営課)	2
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	3
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○八代港港湾施設の供用開始	(港湾課)	5
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○熊本港港湾施設の供用開始	(港湾課)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	(障がい者支援課)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(〃)	9
○道路の供用開始	(道路保全課)	9
○熊本県資源管理方針の改正	(水産振興課)	9
○まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量	(〃)	10

公 告

○公共測量の実施	(監理課)	11
○公共測量の実施	(〃)	11
○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施	(財産経営課)	11
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	15
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	19
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	22
○特定漁港漁場整備事業計画の公表	(漁港漁場整備課)	22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	23

登 載 依 頼

○令和6年度(2024年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会)	23
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	23
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	25
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	25

告 示

熊本県告示第1070号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	玉名郡南関町大字関東字金井川 919番1地先から 同所 919番1地先まで	45.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月27日

熊本県告示第1071号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市桜ヶ丘 579番1地先から 同所 565番6地先まで	114.8	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月27日

熊本県告示第1072号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町大字大道字 椎木平 475番3地先から 上天草市龍ヶ岳町大字大道字 外目 308番7地先まで	前 後	5.4 ～ 34.2 11.4 ～ 93.5	844.9 645.4	広域連 携交付 金

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）12月27日

熊本県告示第1073号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参

加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)1月14日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第1074号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)1月14日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
- (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日を含める）（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1075号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - 2 入札参加資格
 - 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- 1 競争入札に付する事項
- 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
- 熊本県出納局管理調達課管理班
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
- 公告の日から令和7年（2025年）1月14日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
- (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日を含める）（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字八重尾谷725番14（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1077号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人一穂会	オンネリネン訪問看護ステーション	合志市須屋706番2号 ラポール柴田Ⅱ306号	令和6年（2024年）12月17日	訪問看護

熊本県告示第1078号
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人一穂会	オンネリネン訪問看護ステーション	合志市須屋706番2号 ラポール柴田Ⅱ306号	令和6年（2024年）12月17日	介護予防訪問看護

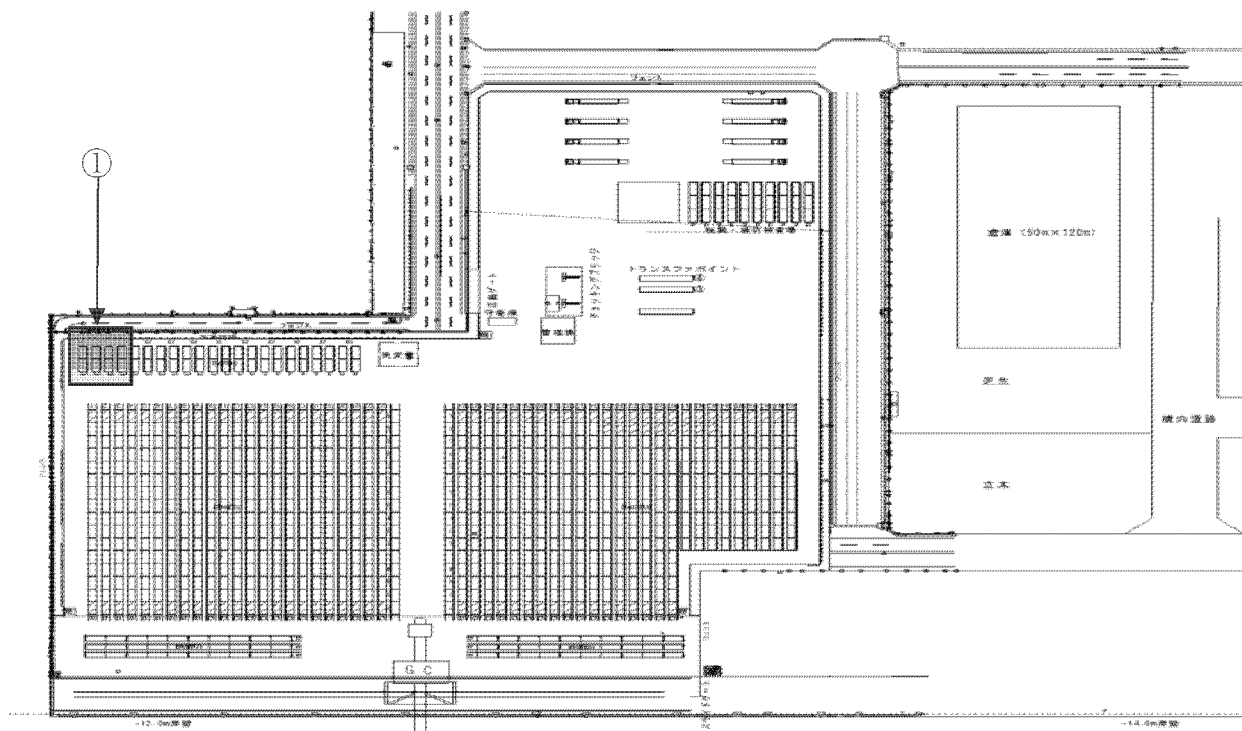
熊本県告示第1079号
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和6年（2024年）12月27日から当該港湾施設の供用を開始する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 港湾名 八代港
- 2 所 在 八代市新港町3丁目地先
- 3 概 要

番 号	種 類	名 称	数 量 及 び 能 力
①	その他施設	リーファーコンセント	コンセント盤4口／基×4基 440V

4 位置図



熊本県告示第1080号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	小枝深水線	球磨郡あさぎり町深田西字草津山 1716番3地先から 同所 1721番1地先まで	81.9	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月27日

熊本県告示第1081号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字初木野5119番、5123番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字初木野5119番（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置く）

て縦覧に供する。)

熊本県告示第1082号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字西小竹5954番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西小竹5954番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1083号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字後山5227番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山5227番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1084号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字長谷場宝蛇寺5701番(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長谷場宝蛇寺5701番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

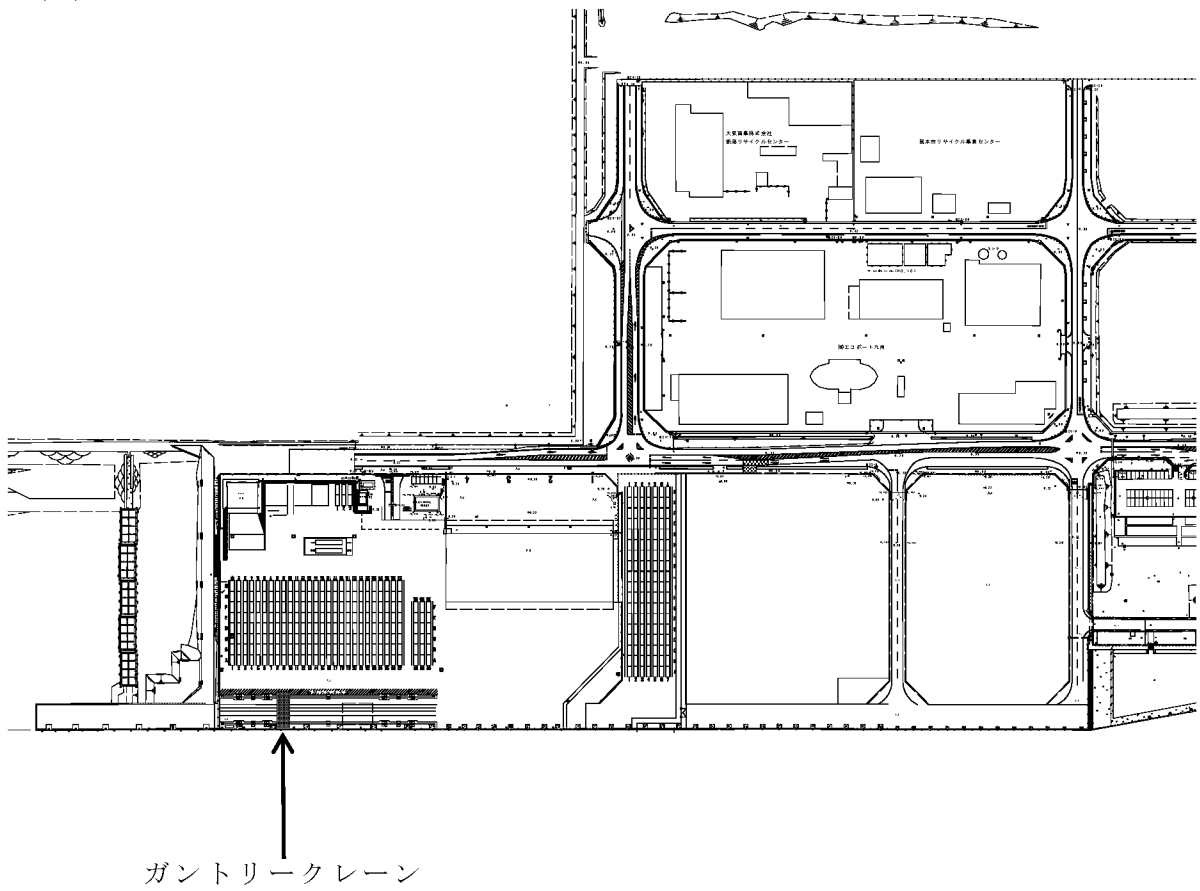
熊本県告示第1085号
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和7年（2025年）1月1日より当該港湾施設の供用を開始する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市西区新港
- 3 概 要

種 類	数 量	能 力
移動式荷役機器	1 基	ガントリークレーン 吊り上げ荷重 43トン、1,464トン／時間（ コンテナ荷物）

- 4 位置



熊本県告示第1086号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
龍ヶ岳くらしの薬局 上天草市龍ヶ岳町高戸1237-17	調剤	令和6年（2024年）12月1日
まつした調剤薬局 八代市横手新町2号20番地	調剤	令和6年（2024年）12月1日
江上薬局大橋通 山鹿市大橋通704-1	調剤	令和6年（2024年）12月1日
ありあけ薬局	調剤	令和6年（2024

天草市有明町大島子1949-3

年) 12月1日

熊本県告示第1087号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
	医療機関の名称及び所在地		
医療機関の名称 変更	大手町クリニック 八代市大手町１－７ －１８	大手町腎・高血圧ク リニック 八代市大手町１－７ －１８	令和６年（２０ ２４年）１０月 １日

熊本県告示第1088号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川鬼池港線	天草市五和町手野一丁目字横野 1556番8地先から 同所 1556番8地先まで	6.8	単防災

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月27日

熊本県告示第1089号
漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により令和2年（2020年）11月30日熊本県告示第872号の2（熊本県資源管理方針）の一部を次のように改正し、令和7年（2025年）1月1日から施行する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

第8中「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」を「別紙1-9 まだい日本海西部・東シナ海系群」に改める。
別紙1-1第4の表敷き網漁業の項、別紙1-2第4の表敷き網漁業の項、別紙1-5第4の表敷き網漁業の項、別紙1-6第4の表敷き網漁業の項、別紙1-7第4の表敷き網漁業の項及び別紙1-8第4の表敷き網漁業の項中「60」を「22」に改める。
別紙1-8の次に、次のように加える。
(別紙1-9)

第1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まだい知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 吾智網漁業

ウ 定置漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- 第3 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を熊本県まだい知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるのとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
小型機船底びき漁業	60
吾智網漁業	131
定置漁業	2

- 第5 その他資源管理に関する重要事項
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
別紙2－4を次のように改める。
（別紙2－4）削除
まだい日本海西部・東シナ海系群（令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1－9に規定。）

熊本県告示第1090号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」に関する令和7管理年度（令和7年（2025年）1月1日から令和7年（2025年）12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。
令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 第1 まあじ
法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まあじ知事管理区分	現行水準

- 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準
- 第2 まいわし対馬暖流系群
法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まいわし知事管理区分	現行水準

- 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準
- 第3 かたくちいわし対馬暖流系群
法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県かたくちいわし知事管理区分	50,000トン以内

- 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 50,000トン以内
- 第4 うるめいわし対馬暖流系群
法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県うるめいわし知事管理区分	46,000トン以内

- 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 46,000トン以内
- 第5 まだい日本海西部・東シナ海系群
法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区

分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まだい知事管理区分	5,900トンの内数

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 5,900トンの内数

公 告

熊本県公告第809号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地籍基本測量）	令和6年（2024年） 12月16日から 令和7年（2025年） 3月14日まで	菊池市龍門の一部

熊本県公告第810号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値図化レベル1000 5.0 km ² ）	令和6年（2024年） 12月10日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	熊本市内一円

熊本県公告第811号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
9,905,766キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
- (7) 供給場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）

- この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札が、電子入札システムに当り、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者、登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を審査し、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）1月14日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出入納管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
なお、令和5年（2023年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）
- ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し

- 等)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)1月24日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (4) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)1月24日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月13日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)2月13日(木)午前10時
(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)2月12日(水)(必着)までに1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

- 者のＩＣカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
 電話番号 096-333-2089
 ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 9,905,766 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 13, 2025, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第812号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量
9,570,201キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
- (7) 供給場所
仕様書による。（37施設）
- (8) 契約の種類
施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）1月14日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
なお、令和5年（2023年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）
- ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）1月24日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 - 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)1月24日(金)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月13日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 令和7年(2025年)2月13日(木)午前10時
 - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)2月12日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
 - 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 - イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 - 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 - 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 - ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 - イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 9,570,201kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for Tender:

Date: February 13, 2025, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第813号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
11,580,961キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その2仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
- (7) 供給場所
仕様書による。（6施設）
- (8) 契約の種類
施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）1月14日（火）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
- なお、令和5年（2023年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.564キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）
- ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を紙面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和7年（2025年）1月24日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）1月24日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月13日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年（2025年）2月13日（木）午前11時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）2月12日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送

付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 11,580,961kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 13, 2025, 11:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第814号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字下源場819番2、同819番3、同819番4及び同819番9
3,196.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区神水二丁目2番20号Mビル3F
虎虎科技株式会社

熊本県公告第815号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定により、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課において熊本有明地区特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和6年(2024年)12月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第816号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）12月27日
熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目3822番、同3832番1、同3833番及び同3834番2
3,190.38平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区辛島町4番35号
株式会社明和不動産

登載依頼

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号
令和6年度（2024年度）芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
令和6年（2024年）12月27日
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時
令和7年（2025年）1月23日（木）午後3時から午後4時まで

2 開催場所
熊本県水俣市八幡町3丁目2番7号
熊本県水俣保健所 2階 会議室

3 議題
（1）救急活動概況及び救急医療に関する取組状況について
（2）保健所における健康危機対処計画について
（3）その他

4 傍聴者の定員
10人

5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町3丁目2番7号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話0966-63-4104）

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月27日
熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第28号
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。
別表第1（第6条関係）

期間の区分\職員の区分	1項職員	2項職員
	円	円
1年未満	370,400	46,800
1年以上2年未満	370,400	46,800
2年以上3年未満	370,400	46,800
3年以上4年未満	370,400	46,800
4年以上5年未満	370,400	46,800

5年以上6年未満	370,400	46,800
6年以上7年未満	370,400	46,800
7年以上8年未満	370,400	46,800
8年以上9年未満	370,400	46,800
9年以上10年未満	370,400	46,800
10年以上11年未満	370,400	39,000
11年以上12年未満	370,400	31,200
12年以上13年未満	370,400	23,400
13年以上14年未満	370,400	15,600
14年以上15年未満	370,400	7,800
15年以上16年未満	370,400	
16年以上17年未満	366,400	
17年以上18年未満	362,400	
18年以上19年未満	358,400	
19年以上20年未満	354,400	
20年以上21年未満	350,400	
21年以上22年未満	336,400	
22年以上23年未満	320,400	
23年以上24年未満	303,900	
24年以上25年未満	287,400	
25年以上26年未満	270,900	
26年以上27年未満	251,400	
27年以上28年未満	231,900	
28年以上29年未満	212,400	
29年以上30年未満	192,900	
30年以上31年未満	172,400	
31年以上32年未満	151,900	
32年以上33年未満	131,400	
33年以上34年未満	109,900	
34年以上35年未満	88,400	

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

別表第2（附則第2項関係）

期間の区分\職員の区分	2項職員
	円
1年未満	32,800
1年以上2年未満	32,800
2年以上3年未満	32,800
3年以上4年未満	32,800
4年以上5年未満	32,800
5年以上6年未満	32,800
6年以上7年未満	32,800
7年以上8年未満	32,800

8年以上9年未満	32,800
9年以上10年未満	32,800
10年以上11年未満	27,300
11年以上12年未満	21,800
12年以上13年未満	16,400
13年以上14年未満	10,900
14年以上15年未満	5,500
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。	
2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。	

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第29号
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第13条第1項第1号中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同項第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。
第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。
第13条第1項第1号中「100分の215」を「100分の210」に、「100分の255」を「100分の250」に改め、同項第2号中「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則
（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第30号
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第11条第5項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。
第11条の2第5項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第13項中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。
第14条第1号中「369,500円」を「370,400円」に、同条第2号中「45,500円」を「46,800円」に改める。
第20条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。
別表第1（その1）から（その7）を次のように改める。

別表第1(第5条関係)
(その 1) 研究職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	183,900
2	185,000
3	186,200
4	187,300
5	188,400
6	190,500
7	192,600
8	194,700
9	196,800
10	198,800
11	200,800
12	202,800
13	204,800
14	206,700
15	208,600
16	210,400
17	212,100
18	213,900
19	215,700
20	217,500
21	219,300
22	221,100
23	222,800
24	224,500
25	226,200
26	228,300
27	230,200
28	232,100
29	234,000
30	235,100
31	236,200
32	237,300
33	238,700
34	240,200
35	241,700
36	243,200
37	244,700
38	246,300
39	247,900
40	249,500
41	251,100
42	252,600
43	254,100
44	255,600
45	257,100
46	258,400
47	259,600
48	260,800

49	262,000
50	263,100
51	264,200
52	265,300
53	266,400
54	267,500
55	268,500
56	269,500
57	270,500
58	271,200
59	271,800
60	272,400
61	273,000
62	273,600
63	274,200
64	274,800
65	275,400
66	276,000
67	276,600
68	277,200
69	277,800
70	278,500
71	279,200
72	279,900
73	280,500
74	281,200
75	281,900
76	282,600
77	283,200
78	283,900
79	284,600
80	285,200
81	285,800
82	286,500
83	287,200
84	287,800
85	288,400
86	289,100
87	289,800
88	290,400
89	291,000
90	291,700
91	292,400
92	293,000
93	293,600
94	294,300
95	294,900
96	295,500
97	295,800
98	296,400
99	297,000
100	297,500

101	298,000
102	298,400
103	298,800
104	299,200
105	299,600
106	300,100
107	300,600
108	300,900
109	301,100
110	301,500
111	301,800
112	302,000
113	302,300
114	302,600
115	302,900
116	303,200
117	303,500
118	303,800
119	304,000
120	304,300
121	304,600

備考
この表は、研究員に適用する。

(その2) 医療職(1) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	372,600
3	375,100
4	377,600
5	380,100
6	382,800
7	385,500
8	388,100
9	390,200
10	392,700
11	395,200
12	397,700
13	400,300
14	403,000
15	405,600
16	408,100
17	410,500
18	412,700
19	414,800
20	416,900
21	419,000
22	420,500
23	422,000
24	423,500
25	424,900
26	426,400
27	427,900
28	429,300
29	430,700
30	432,200
31	433,700
32	435,100
33	436,500
34	438,000
35	439,500
36	440,900
37	442,300
38	443,700
39	445,100
40	446,500
41	447,900
42	449,300
43	450,700
44	452,100
45	453,500
46	454,900
47	456,300
48	457,700

49	459,100
50	460,800
51	462,400
52	464,000
53	465,600
54	466,800
55	468,000
56	469,100
57	470,100
58	471,100
59	472,000
60	472,800
61	473,500
62	474,200
63	474,900
64	475,500
65	476,200
66	476,900
67	477,500
68	478,100
69	478,400
70	479,000
71	479,700
72	480,400
73	480,800
74	481,400
75	482,100
76	482,800
77	483,200
78	483,800
79	484,400
80	484,900
81	485,400
82	485,900
83	486,400
84	486,900
85	487,300
86	487,800
87	488,200
88	488,700
89	489,200
90	489,800
91	490,400
92	490,800
93	491,300
94	491,900
95	492,500
96	493,000
97	493,500

備考
この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(その3) 医療職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	188,600
2	190,700
3	192,800
4	194,900
5	196,900
6	198,900
7	200,900
8	202,700
9	204,500
10	206,400
11	208,300
12	210,400
13	212,100
14	214,100
15	216,300
16	218,400
17	220,500
18	221,600
19	222,700
20	223,800
21	224,900
22	225,800
23	226,700
24	227,600
25	228,500
26	229,400
27	230,300
28	231,200
29	232,100
30	233,000
31	233,900
32	234,800
33	235,600
34	236,400
35	237,200
36	238,000
37	238,800
38	239,600
39	240,400
40	241,200
41	241,800
42	242,400
43	243,000
44	243,500
45	244,000
46	244,600
47	245,100
48	245,500

49	245,900
50	246,400
51	246,900
52	247,400
53	247,700
54	248,000
55	248,300
56	248,600
57	248,900
58	249,200
59	249,500
60	249,800
61	250,100
62	250,400
63	250,700
64	251,000
65	251,300
66	251,600
67	251,900
68	252,200
69	252,500
70	252,800
71	253,100
72	253,300
73	253,500
74	253,800
75	254,100
76	254,300
77	254,500
78	254,800
79	255,100
80	255,300
81	255,500
82	255,800
83	256,100
84	256,300
85	256,500

- 備考
- 1

この表は、薬剤師、獣医師及び栄養士に適用する。
- 2

条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、臨床検査技師とし、この表を適用する。

(その4) 医療職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	207,700
2	209,600
3	211,400
4	213,100
5	214,800
6	216,700
7	218,500
8	220,200
9	221,900
10	223,900
11	225,800
12	227,700
13	229,600
14	231,600
15	233,600
16	235,600
17	237,600
18	239,600
19	241,700
20	243,700
21	245,600
22	246,800
23	248,000
24	249,100
25	250,200
26	251,100
27	252,000
28	252,900
29	253,700
30	254,500
31	255,200
32	255,900
33	256,700
34	257,500
35	258,300
36	259,000
37	259,700
38	260,600
39	261,500
40	262,300
41	263,100
42	264,000
43	264,800
44	265,600
45	266,400
46	267,100
47	267,800
48	268,400

49	269,000
50	269,500
51	270,000
52	270,400
53	270,800
54	271,300
55	271,800
56	272,200
57	272,600
58	273,000
59	273,400
60	273,800
61	274,200
62	274,600
63	275,000
64	275,400
65	275,800
66	276,200
67	276,600
68	277,000
69	277,400
70	277,900
71	278,400
72	278,800
73	279,200
74	279,800
75	280,400
76	280,900
77	281,400
78	282,000
79	282,600
80	283,100
81	283,600
82	284,100
83	284,600
84	285,100
85	285,600
86	286,100
87	286,600
88	287,100
89	287,600
90	288,100
91	288,600
92	289,100
93	289,600
94	290,200
95	290,800
96	291,400
97	292,000
98	292,500
99	293,000
100	293,500

101	294,000
102	294,500
103	295,000
104	295,400
105	295,800
106	296,300
107	296,800
108	297,100
109	297,300
110	297,600
111	297,800
112	298,100
113	298,400
114	298,600
115	298,900
116	299,100
117	299,400
118	299,700
119	300,000
120	300,300
121	300,600
122	301,000
123	301,300
124	301,600
125	301,800
126	302,000
127	302,300
128	302,700
129	302,900
130	303,200
131	303,600
132	304,000
133	304,200
134	304,500
135	304,800
136	305,100
137	305,300
138	305,600
139	305,900
140	306,200
141	306,400
142	306,800
143	307,200
144	307,500
145	307,700
146	307,900
147	308,200
148	308,600
149	308,800
150	309,000
151	309,300
152	309,600

153	310, 000
154	310, 200
155	310, 400
156	310, 700
157	311, 000
158	311, 300
159	311, 600
160	311, 900
161	312, 300
162	312, 600
163	312, 900
164	313, 200
165	313, 600
166	313, 900
167	314, 200
168	314, 500
169	314, 900

- 備考
- 1 この表は、保健師及び看護師に適用する。
 - 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助産師及び准看護師とし、この表を適用する。

(その5) 教育職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	199,900
2	202,200
3	204,500
4	206,700
5	208,900
6	211,200
7	213,400
8	215,600
9	217,800
10	220,000
11	222,200
12	224,400
13	226,600
14	228,700
15	230,800
16	232,900
17	235,000
18	236,800
19	238,500
20	240,200
21	241,900
22	243,200
23	244,500
24	245,800
25	247,000
26	248,200
27	249,400
28	250,600
29	251,700
30	252,900
31	254,100
32	255,300
33	256,400
34	257,700
35	259,000
36	260,300
37	261,700
38	263,100
39	264,400
40	265,700
41	267,000
42	268,000
43	269,000
44	269,900
45	270,600
46	271,400
47	272,200
48	273,000

49	273,800
50	274,600
51	275,300
52	276,100
53	276,900
54	277,700
55	278,500
56	279,300
57	280,000
58	280,600
59	281,400
60	282,300
61	283,100
62	283,700
63	284,500
64	285,200
65	286,200
66	287,000
67	287,800
68	288,500
69	289,200
70	290,000
71	290,800
72	291,500
73	292,200
74	292,900
75	293,600
76	294,200
77	294,800
78	295,500
79	296,200
80	296,800
81	297,400
82	298,100
83	298,800
84	299,500
85	300,200
86	301,000
87	301,700
88	302,400
89	303,100
90	304,000
91	304,800
92	305,600
93	306,100
94	306,900
95	307,700
96	308,500
97	309,200
98	310,000
99	310,800
100	311,500

101	312,300
102	313,200
103	314,100
104	314,900
105	315,500
106	316,300
107	317,100
108	317,900
109	318,600
110	319,000
111	319,400
112	319,900
113	320,400
114	320,800
115	321,300
116	321,700
117	322,200
118	322,700
119	323,100
120	323,600
121	324,100
122	324,500
123	325,000
124	325,500
125	326,100
126	326,400
127	326,700
128	327,000
129	327,200
130	327,500
131	327,800
132	328,000
133	328,200
134	328,400
135	328,600
136	328,900
137	329,200
138	329,400
139	329,700
140	330,000
141	330,200
142	330,400
143	330,700
144	330,900
145	331,200
146	331,400
147	331,700
148	332,000
149	332,200
150	332,400
151	332,700
152	333,000

153	333,200
-----	---------

- 備考
- 1 この表は、講師に適用する。
 - 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その6) 教育職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	199,900
2	202,200
3	204,500
4	206,700
5	208,900
6	211,200
7	213,400
8	215,600
9	217,800
10	220,000
11	222,200
12	224,400
13	226,600
14	228,700
15	230,800
16	232,900
17	235,000
18	236,800
19	238,500
20	240,200
21	241,900
22	243,200
23	244,500
24	245,800
25	247,000
26	248,100
27	249,200
28	250,300
29	251,500
30	252,800
31	254,000
32	255,200
33	256,300
34	257,500
35	258,700
36	259,900
37	261,100
38	262,300
39	263,500
40	264,700
41	265,900
42	267,000
43	268,100
44	269,200
45	270,200
46	271,000
47	271,800
48	272,600

49	273, 300
50	274, 100
51	274, 800
52	275, 500
53	276, 300
54	277, 100
55	277, 900
56	278, 600
57	279, 300
58	280, 100
59	280, 900
60	281, 600
61	282, 200
62	282, 900
63	283, 600
64	284, 200
65	284, 900
66	285, 600
67	286, 300
68	287, 000
69	287, 700
70	288, 500
71	289, 200
72	289, 900
73	290, 400
74	291, 100
75	291, 800
76	292, 400
77	293, 000
78	293, 700
79	294, 300
80	294, 900
81	295, 500
82	296, 100
83	296, 700
84	297, 300
85	297, 800
86	298, 300
87	298, 800
88	299, 300
89	299, 700
90	300, 300
91	300, 800
92	301, 300
93	301, 600
94	302, 100
95	302, 600
96	303, 000
97	303, 400
98	303, 900
99	304, 400
100	304, 800

101	305,200
102	305,600
103	306,000
104	306,300
105	306,500
106	306,800
107	307,100
108	307,300
109	307,500
110	307,700
111	308,000
112	308,300
113	308,500
114	308,700
115	308,900
116	309,200
117	309,500
118	309,700
119	310,000
120	310,300
121	310,500
122	310,700
123	310,900
124	311,200
125	311,500

- 備考
- 1 この表は、講師に適用する。
 - 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その7) 行政職給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,100
35	232,200
36	233,300
37	234,400
38	235,400
39	236,400
40	237,300
41	238,200
42	239,100
43	239,900
44	240,700
45	241,400
46	242,000
47	242,600
48	243,200

49	243,800
50	244,400
51	245,000
52	245,500
53	246,000
54	246,400
55	246,700
56	247,000
57	247,300
58	247,600
59	247,900
60	248,200
61	248,500
62	248,800
63	249,100
64	249,400
65	249,700
66	250,000
67	250,300
68	250,600
69	250,900
70	251,200
71	251,500
72	251,800
73	252,100
74	252,400
75	252,700
76	253,000
77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,200
91	257,500
92	257,800
93	258,100

備考

この表は、他の給料・報酬表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

第2条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第11条の2第5項中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第13項中「100分の215」を「100分の210」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第20条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則」という。）第14条及び別表第1の規定は、令和6年12月に期末手当を支給された会計年度任用職員に限り、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則第11条、第11条の2及び第20条の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定による給与の内払とみなす。